

どこに相談していいかわからない…

どうぞ「司法書士総合相談 センターじずおか」へ

無料
常設相談

電話相談
及び司法書士紹介

☎054-289-3704
(無料電話相談) 午後2時~5時(月~金)

無料
です!

面談予約

☎054-289-3700
(無料面談予約受付) 午前9時~午後5時(月~金)

CONTENTS

- こんな悩みに対応します…… 1
 - 相談センターからのお知らせ…… 2
 - 静岡県司法書士会調停センター“ふらっと”…… 3
 - 無料相談の流れ…… 1
 - 「暴行・傷害被害者相談会」…… 3
 - 相談会場案内図…… 4
- を開催します

たとえば、こんな悩みに対応します。

不動産登記・商業法人登記・供託

相続の際の登記、会社設立・役員変更等の登記など、登記申請に関すること。

多重債務、クレジット・サラ金問題

借金や住宅ローンの返済が苦しい、取立てが怖い、裁判を起こされた、給料などの差押を受けてしまったときなどの法的な対応について。

契約トラブル

電話機などの訪問販売、英会話・教材の契約、住宅リフォームやエステなどの契約、誘われた展示会での着物や宝飾品、絵画などの契約におけるトラブルについて。

民事の紛争

敷金返還を求めたい、給料や残業代を規定通りに支払って欲しい、貸したお金のこと、滞納家賃や立ち退き要求。その他、裁判に訴えられてどうして良いかわからないときなど、簡易裁判所における訴訟代理、裁判所に提出する書類の作成について。

成年後見・家事事件

認知症になった親の財産を管理する必要が生じた、自分が認知症になったときのための対策など、成年後見制度全般について。相続放棄、遺産分割、離婚、養子縁組など、家事事件に関する裁判所に提出する書類の作成について。

無料相談の流れ

窓口に電話をかける

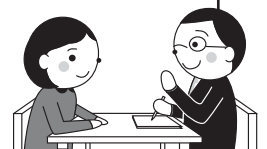
月~金 午後2時から午後5時
無料電話相談
☎054-289-3704

相談センターの司法書士が
直接電話で対応します。



月~金 午前9時から午後5時
無料面談予約申込
☎054-289-3700

面談での相談は、
予約にて
日時を決めます。



「司法書士総合相談センターしずおか」では、月別に重点テーマを設け、強化月間として相談をお待ちしております。

これまでに相談したくても躊躇していたことはありませんか？
この機会に、ぜひ私どもにご相談ください。



11月 労働トラブル

- 給料の支払いが遅れている。
- 残業代が支払われない。
- 突然、解雇を言い渡された。

特別に11月23日(勤労感謝の日)にも電話相談に対応いたします。

11月

12月 債務整理

- 借金の返済が負担となって生活がくるしい。
- サラ金を利用していたことがあるが、過払い金があるのではないか。
- 多額の借金があつて返済しきれない。自己破産すべきか？

12月

1月 遺言

- 病弱な子に多くの遺産を相続させたいが、他の子と争いが起こらないようにしたい。
- 家業を継いでくれる息子に土地と建物を残したいが、遺留分というものが問題になると聞いたことがある。詳しく教えて欲しい。
- 相続の手續に必要なものを教えて欲しい。
- 長い間、親の介護をしてきたが、遺産を多くもらうことはできないのか？

'12 1月

2月 住宅ローン

- 住宅ローンの支払が大変である。
- 住宅ローンの滞納が3ヶ月続いてしまっている。
- 裁判所から競売開始通知が届いた。
- 裁判所から執行官が来た。

'12 2月

過去の重点テーマや相談例は、静岡県司法書士会ホームページに「相談センターニュース」として公開しています。

静岡県司法書士会で検索 → HP トップページ「相談する」(下記バナー)をクリックしてください。

静岡県司法書士会

<http://tukasanet.jp>

検索



相談する

司法書士
総合相談センターしずおか
相談センターニュースはこちら



「暴行・傷害被害者相談会」を開催します

☎ 054-289-3704

電話
相談

11月25日から12月1日までの1週間は、内閣府が実施する「犯罪被害者週間」です。
(参考:<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/week/index.html>)

当会では、この趣旨に賛同して、犯罪被害者を支援するための「暴行・傷害被害者相談会」を実施します。

暴行・傷害に代表される必ずしも被害の程度が著しいとはいえない事件の被害者の方々は、被害の額が軽微であるがゆえに、被害弁償を求めることをあきらめ、やむなく泣き寝入りの状態に留まっているのが現実ではないでしょうか。

明日への一歩を踏み出すために、相談会をご活用下さい。

日 時 平成23年11月28日(月)～12月2日(金) 午後5時～8時

内 容 「暴行・傷害被害者 相談会」

犯罪被害者を対象とした被害回復を実現するための電話相談

対象は、暴行・傷害被害に限りません。

犯罪被害者支援のための研修を受けた司法書士が相談に当たります。

電話番号 054-289-3704

静岡県司法書士会調停センター “ふらっと”

トラブルを話し合いで解決してみませんか?

静岡県司法書士会調停センター “ふらっと” は平成21年1月に法務省の認証を取得し、すでに9件の「合意」が誕生しております。

“ふらっと” は「メディエーション(自主交渉援助型調停)」という当事者の対話を促進し、対話により当事者が自主的に自分たちのもめごとを解決するという手法を積極的に取り入れた紛争解決手段を実践する機関です。みなさまの積極的なご活用を心よりお待ち申し上げます。

【例えば】

- 親族間・知人間等の金銭トラブル
- ご近所トラブル ～今後も顔を合わせるのでスッキリさせたい
- 飼い犬に手をかまれた!(ペットのトラブル)
- 雇用主の給料未払いなど労働トラブル
- 賃貸借に関するトラブル

※ 民事に関する紛争で、紛争の額が140万円以下のものに限りです。

紛争を解決する一つの選択肢としてぜひ“ふらっと”を活用下さい!

“ふらっと”に関する疑問・質問、なんでも結構ですので、

お気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせは 054-282-8741 まで。

折り返しお電話いたします。

わたしたち
司法書士が
話し合いの
お手伝いをします!



お近くの相談会場へ

完全予約制

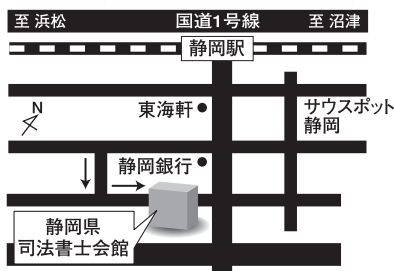
どちらの会場で相談を受けられる場合でも、必ずご予約(TEL:054-289-3700)をお願いします。

中部 相談会場

静岡県司法書士会館 市民相談室
静岡市駿河区稲川一丁目1番1号(静岡駅南口より徒歩5分)

相談時間

月曜日～金曜日
(祝祭日、年末年始は除く)
午後2時～5時



※一方通行西からお越しください。
※駐車場が満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

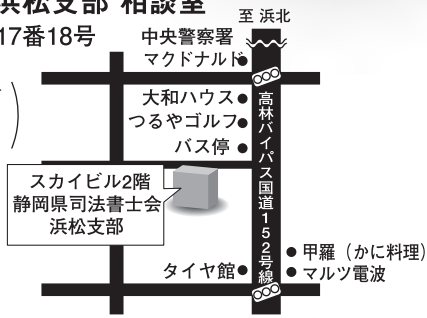
西部 相談会場

静岡県司法書士会浜松支部 相談室
浜松市中区高林四丁目17番18号

スカイビル2階
(浜松駅遠鉄バス13番のりば→
52,53,56,57番バス乗車→
高林西バス下車→徒歩1分)

相談時間

毎週木曜日
(祝祭日、年末年始は除く)
午後2時～5時



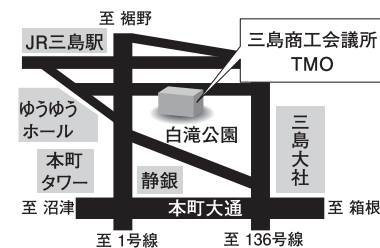
※事務局用の駐車場がございますが、できるだけ公共機関をご利用ください。

東部 相談会場

三島商工会議所 TMO 会議室
三島市一番町2番29号(三島駅南口より徒歩5分)

相談時間

毎週火曜日
(祝祭日、年末年始は除く)
午後2時～5時



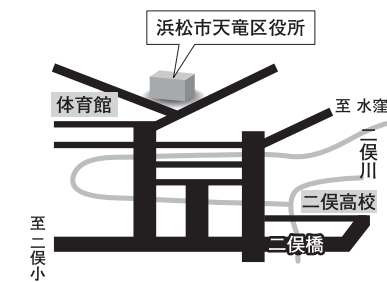
※商工会議所(北側入口)ほか近隣の有料駐車場をご利用ください。

天竜 相談会場

浜松市天竜区役所 会議室(旧天竜市役所)

相談時間

毎月第1水曜日
(祝祭日、年末年始は除く)
午後1時～4時

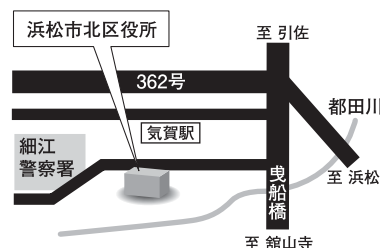


細江 相談会場

浜松市北区役所 会議室(旧細江町役場)

相談時間

毎月第1水曜日
(祝祭日、年末年始は除く)
午後1時～4時

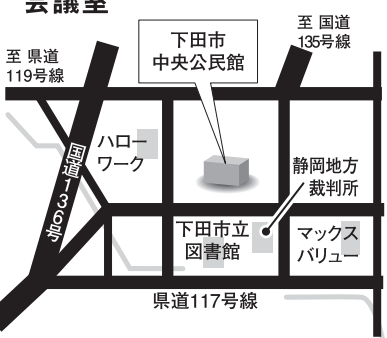


下田 相談会場

下田市中央公民館 会議室
下田市四丁目6-16

相談時間

毎月第3金曜日
(祝祭日、年末年始は除く)
午後1時～4時



静岡県司法書士会 司法書士総合相談センターしずおか

〒422-8062 静岡県静岡市駿河区稲川一丁目1番1号 相談窓口:054-289-3704
TEL:054-289-3700 FAX:054-289-3702